

ぎふ木育ひろば認定要領

平成27年3月20日恵森第603号
一部改正 平成30年3月20日恵森第823号
一部改正 令和3年3月31日恵森第513号
一部改正 令和4年3月30日恵森第591号

(目的)

第1条 この制度は、岐阜県が、県産材を活用した木製品や木育教材を有し、だれもが身近に「ぎふ木育」を体験することができる屋内空間等を「ぎふ木育ひろば」として認定することにより、「ぎふ木育」を県内全域に普及・推進し、「ぎふ木育30年ビジョン」(平成25年3月策定)の実現に資することを目的とする。

(認定の要件)

第2条 認定の対象は、県内の児童館、図書館、子育て支援センター等のほか、特に知事が認める不特定多数の県民が出入りすることが可能な施設内の空間等で、以下の要件を満たす常設されたものとする。

- (1) 概ね4.8㎡(約3畳)以上の広さが確保され、ぎふ証明材を使った、木製品(家具や仕切り、内装材等)及び木育教材(木のおもちゃ等)が設置されていること。
- (2) ぎふ木育ひろばの管理者(以下、「施設管理者」という。)において、ぎふ木育の普及に関する行事等を実施する計画を有していること。

2 ぎふ木育ひろばの認定を受けた施設のうち、ぎふ木育の地域への普及・推進を担う施設を、「地域支援拠点」として認定する。認定の要件は別に定めるものとする。

(計画承認の手続き)

第3条 認定を受けようとする施設管理者は、計画承認申請書(別記第1号様式)に、実施計画書(別記第2号様式)を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の実施計画書を審査し、第2条の要件を満たし、ぎふ木育を推進するために、計画を実施することが適当と認める場合に、計画承認通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(計画に対する支援)

第4条 前条第2項の計画承認通知書の交付を受けた、認定を受けようとする施設管理者は、岐阜県ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業実施要領(平成24年3月23日付け県流第645号林政部長通知)及び岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領(平

成24年3月23日付け林第759号林政部長通知)に基づき、ぎふ木育ひろばに必要な木製品及び木育教材の購入等に係る経費に対する補助金を受けることができる。

- 2 県は、承認した計画の実施について、前項に掲げる事業により、予算の範囲内で、重点的に支援を行う。

(計画の変更申請)

第5条 認定を受けようとする施設管理者は、第3条の承認を受けた計画について、以下の変更をする場合は、計画変更承認申請書(別記第4号様式)に変更部分を明示した実施計画書(別記第2号様式)を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) ぎふ木育ひろばを設置する施設の変更
 - (2) 導入予定の木製品及び木育教材の製品名の変更、若しくは、数量、経費の20%を超える増減(ただし、入札等による減額であって、製品名、数量に変更がない場合を除く。)
- 2 知事は、前項に基づき、計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、計画変更承認通知書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(認定)

第6条 知事は、第4条の補助事業に係る実績報告書等により、ぎふ木育ひろばの認定要件を満たしたことを確認したときは、ぎふ木育ひろばとして認定し、認定証(別記第6号様式)及び銘板を交付するものとする。

なお、知事は、認定に際し、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(認定名簿への記載・抹消)

第7条 知事は、ぎふ木育ひろばに関する情報を認定名簿(別記第7号様式)に記載するとともに、県のホームページで公開するものとする。

- 2 知事は、認定施設としてふさわしくない行為等があった施設又は運営を辞める施設について、認定証及び銘板を返還させ、認定施設名簿から削除することができる。

(変更に係る届出又は協議)

第8条 施設管理者は、認定名簿に記載された事項に変更(認定の要件に係る事項の変更を除く。)があったときは、認定名簿の記載事項変更届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 施設管理者は、認定の要件に係る事項を変更するときは、あらかじめ記載事項変更協議書(別記第9号様式)により、知事に協議をし、承認を得なければならない。
- 3 知事は、前項の届が提出されたとき、又は、協議に対して承認したときは、認定名簿

を更新するものとする。

(施設管理者の責務)

第9条 施設管理者は、ぎふ木育ひろばを多くの県民に開放するとともに、実施計画書に基づき、ぎふ木育を推進することとする。

(認定施設の職員に対する研修)

第10条 県は、ぎふ木育に関する専門家等を認定施設に派遣し、認定施設の職員に対する研修を実施することとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。